



令和6年10月開始！

タクシー利用 助成事業



対象者

- ❁ 要介護1以上の認定を受けている方
- ❁ 身体障害者手帳または精神福祉手帳の1・2級の交付を受けている方
- ❁ 療育手帳AまたはBの交付を受けている方
- ❁ 妊産婦（母子手帳交付日から出産予定日の1年後まで）

手続き

【役場（本庁舎・佐伯庁舎）】

①利用申請

（3cm×4cmの顔写真・手帳等）

②チケット購入

利用者証提示



タクシー利用

利用時

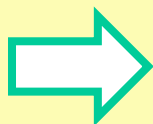


【タクシー運転手へ】

③チケットで支払い
（差額を現金等で支払う）

補助額

500円10枚綴り
（5,000円分）



2,500円
半額補助



有効期限
令和7年3月末

事業者

※購入制限があります（6か月間で6セットまで）

❁【和気タクシー】

0869-92-0148

❁【ふじタクシー】

0869-92-1129

❁【佐伯タクシー】

0869-88-0073

お問い合わせ先

和気町役場 健康福祉課

〒709-0495

和気町尺所555

TEL. 0869-92-3681

（平日8:30～17:15まで）